

社労士法人 大竹事務所通信

2024年6月(Vol.207)

ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14
FUKU BLD.三休橋 301
電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795
URL: <http://osaka-otake.com/>



所得税の定額減税スタート

今月分のお給料より、所得税の定額減税がスタートします（住民税は来月から）。給与計算を担当される方にとっては、ものすごく事務作業負担が多い制度ですが、ご準備をお願いいたします。

●定額減税の対象者

- ・令和6年分所得税の納税者である居住者。
- ・令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下（注）である方）。

（注）子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

●定額減税額

- 1 本人（居住者に限る）→30,000円
- 2 同一生計配偶者または扶養親族
（いずれも居住者に限る）→1人につき30,000円

●給与所得者の基本的な減税方法

「扶養控除等申告書」を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与支払者のもとで、その給与等（賞与を含む）を支払う際に、源泉所得税額から定額減税額を控除する形で行われます。

一回の給与等で定額減税額全額を控除しきれない場合は、翌月以降の給与等から控除します。

なお先日、給与明細等への定額減税額の記載が義務付けられました。ご対応をお願いします。

「扶養控除等申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、年末調整により調整することとなります

【国税庁「定額減税特設サイト」】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

来年4月からの自己都合退職者の基本手当の給付制限

◆改正雇用保険法が成立

5月10日、改正雇用保険法が成立しました。改正項目は、育児休業に関する給付新設、教育訓練やり・スキリング支援の充実や雇用保険の適用拡大など、多岐にわたります。（育児休業に関する給付新設を含む子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案は参議院で審議中）。

◆自己都合退職者の基本手当の給付制限はどう変わる？

令和7年4月1日から、法改正により、要件を満たす公共職業訓練等を受ける受給資格者は給付制限なく基本手当を受給できるようになります。

また通達の改正により、正当な理由のない自己都合退職者への基本手当の給付制限期間が1カ月に短縮されます。ただし、短期で入退社を繰り返すのを防止するため、5年間で3回以上正当な理由のない自己都合退職を行った人の給付制限期間は3カ月とされます。

◆育児休業に関する新給付

令和7年4月1日から、育児休業に関する2つの給付が創設されます。

出生後休業支援給付は、子の出生後間もない期間に両親がともに14日以上育児休業を取得した場合、休業開始前の賃金の13%が最大28日分、支給されず。

育児時短就業給付は、2歳未満の子の養育のため所定労働時間を短縮して短時間勤務を行う場合の賃金減の一部を補助するもので、短時間勤務を開始する前の賃金の約10%が支給されます。

◆雇用保険の適用拡大

令和10年10月1日から、「31日以上継続して雇用されることが見込まれ」かつ「1週間の所定労働時間が10時間以上」の労働者が雇用保険に加入することとなります。被保険者資格取得手続を行う機会が大幅に増えるほか、基本手当の受給や離職票の作成にも影響が及ぶため、今後の情報を注意深く確認する必要があります。

【厚生労働省「雇用保険法等の一部を改正する法律案（令和6年2月9日提出）」】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/213.html>

【同省「労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107715_00006.html

中小企業の賃上げ状況と 企業規模による格差拡大

◆賃上げの求めと中小企業の状況

2024年の春闘では、日本労働組合総連合会（連合）が4月4日に発表した集計結果によれば、全体の賃上げ率は平均で5.24%と33年ぶりの高水準となりました。

人手不足や物価高騰を背景に賃上げが求められる状況が続いていますが、大企業が積極的に賃上げ策を進める一方、中小企業では賃上げに対する厳しい状況が見えてきます。

◆「小規模企業」の賃上げ実施割合は全体を10ポイント以上下回る

帝国データバンクが2024年4月18日に公表した調査によれば、2024年度の賃上げ実施割合は77.0%と高水準ですが、規模別に「賃上げ」する／した企業の割合をみると、「大企業」は77.7%、「中小企業」は77.0%とほぼ同水準となった一方で、「小規模企業」は65.2%と全体（77.0%）を11.8ポイント下回る結果となっています。

◆新卒社員の採用 「大企業」76.2%、「小規模企業」23.7%

同調査では、2024年度入社における新卒社員の採用状況についても尋ねており、「採用あり」は45.3%、「採用なし」は53.1%となっています。これを規模別に「採用あり」の割合をみると、「大企業」は76.2%と全体を約30ポイント上回った一方で、「中小企業」は40.9%、「小規模企業」は23.7%となっており、企業規模別の差が大きいです。

◆広がる格差と人手不足への対応

同調査では、中小企業から「大企業との賃上げ格差が拡大し、人材の確保が一段と困難になっている」との声も聞かれたことが示されています。

資金的余裕がないため賃上げしたくてもできないという中小企業は多い状況下で、賃上げが進む大企業との賃金格差、またそれによる人手不足はますます深刻化していくものと思われます。生産性を高める様々な施策とともに、他社と差別化した人材確保の諸施策もあわせて検討していきたいところです。

【帝国データバンク「緊急調査 2024年度賃上げ実績と初任給の実態アンケート」】

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p240408.pdf>

「熱中症特別警戒アラート」運用開始

4月24日から、これまでの熱中症警戒アラートに加え、「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始されました。熱中症特別警戒アラートは、気温が特に著しく高くなること（都道府県内においてすべての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等）により、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、環境省から発表されます。

◆危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守る

熱中症特別警戒アラートが発表された際には、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守るために、以下の行動が求められます。

- すべての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごせているか確認する
- 熱中症にかかりやすくない方も、水分補給・塩分補給をとる
- 校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、すべての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更(リモートワークへの変更を含む。)等を判断する

普段心掛けている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性があるため、気を引き締めて準備や対応が必要であるとしています。

また、熱中症特別警戒アラートが発表された都道府県の自治体では、熱中症を予防する行動の徹底のほか、公共や民間のエアコンが効いた施設を「クーリングシェルター」としてあらかじめ指定し、暑さをしのげる場所として開放することが求められています。

◆暑くなる前から対策を！

4月23日の日本気象協会の発表によると、今年の5月、6月、7月の気温は、いずれも東日本や西日本、沖縄・奄美で平年より高く、北日本では平年並みか高いとしています。5月でも最高気温が25℃以上の夏

日や、30℃以上の真夏日になる所もありそうです。

本格的に暑くなる前から、暑さに体を慣れさせること(「暑熱順化」という)を意識した動きや生活を行い、熱中症対策に取り組んでおきましょう。

【環境省「熱中症予防情報サイト」】

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

【一般財団法人 日本気象協会「熱中症ゼロへ」】

<https://www.netsuzero.jp/>

6月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

3日

- 労働保険の年度更新手続の開始
＜7月10日まで＞ [労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞ [公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

7月1日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付
＜第1期分＞ [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)＜雇入れ・離職の翌月末日＞ [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

編集後記

雨のシーズンがやってきました。蒸し暑いだけでも憂鬱ですが、最近は雨の降り方が極端になってきていて、恐怖を感じることも多いです。豪雨による被害が出ないことを祈ります。

今月も最後までお読みくださり、有り難うございました。(R.O)

スタッフブログより

【五月病を上手に乗り越えましょう】

GW も終わり、改めて仕事や学校生活が中心に戻ってこられた人も多いかと思います。

(お仕事によっては、これから休みに入られる方もいらっしゃるかもしれませんね。)

ここで出てくる言葉が表題の「五月病」です。

五月病とは、以下のようなものと言われていません。

～大阪府医師会 HP より～

入学や就職にともない学校や職場で新たな生活がスタートします。新生活は、慣れないことも多く知らず知らずのうちにストレスがたまるものです。気づかないうちに無理をしてしまうことも少なくありません。～中略～こうして1カ月が過ぎ5月になる頃に、身体のだるさ、疲れやすさ、意欲がわからない、物事を悲観的に考えてしまう、よく眠れない、食欲がないなどの心身の症状が現れることがあります。これを「五月病」といいます。*正式な医学用語ではなく、俗称だそうです。

几帳面でまじめな方(自分にかけてられる言葉や役割を真正面から受け止めてしまうような方)がなりやすいとも言われています。もしも皆さんの周りに、休み前と様子が違っている人がいたら声を掛けて話を聞いてみて下さい。

*話を聞く前に「元気なさそうだな、頑張れ！」などと伝えてしまうと、逆効果になってしまうことがあります。

話を聞いて、自分で何ともできないレベルだと思ったら、無理はせず上司や会社の担当部署に相談することが良いです。

一人ひとりが「心身ともに元気」であることが、会社にとっても良いことだと思います。

にしぐち (2024-05-08)

【経営幹部塾に通い出しました】

この4月から経営幹部塾に通い出しました。月に1度2年間、同じメンバーで学びます。

その中で幹部としての知識や考え方を深め、そしてメンバーの方々とも人間関係を深めていこうと思っています。

この塾で言われている経営幹部に求められる資質とは、

- ①プラス思考
- ②自責要因で考えること
- ③強い使命感、経営者への感情移入(何でそんなことを言うの?思うの?と考えられる)
- ④好ましい倫理観

であり、資質は自分次第で変えられる要素でもあるため、これらを更に強く意識していく様努めたいと思います。

また、今後2年間にわたる勉強は、受け身ではなく自ら目的を持って取り組み、お客様や事務所の皆に還元していく所存でございます。

おぎの (2024-05-24)

【海士町の復興：経営者への教訓】

かつて、海士町(島根県・隠岐の島)は7千人が暮らしていた恵みの島でしたが、「人口減少」と「財政危機」という深刻な問題に直面しました。

「このままでは島が消える」という状況にまで追い込まれたのです。当時、海士町は102億円という返済のめどが立たない借金を抱えており、財政破綻の危機に瀕していました。

この困難を乗り越えるために、2004年には役場職員たちが給与カットを開始し、翌2005年には町長が50%、管理職が30%、一般職員も最大30%という驚異的なカット率を実施しました。この取り組みにより、総額2億円の削減に成功しました。この成功の背景には、次の2つの重要な要素があったと考えます。

1. 元町民の「自分ごと」としての動き出し

都会に就職で出て行っていた元町民が、故郷の危機を目の当たりにし、「このままではダメだ」という強い思いから、自ら行動を起こしました。

★続きは弊所HPよりご覧ください。

→<https://osaka-otake.com/news>

おおたけ (2024-05-28)